

2024年11月8日（金）
株式会社 三井住友銀行

「お利息先取りサービス」取扱終了および規定改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は三井住友銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

長年ご愛顧いただいております「お利息先取りサービス」につきまして、2022年4月より新規取扱を停止しておりますが、誠に勝手ながら、2025年2月18日（火）以降、順次お取扱いを終了させていただくことといたしました。

自動継続自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》にて「お利息先取りサービス」をご契約の明細につきましては、2025年2月18日（火）以降、満期が到来次第お利息先取りサービスのお取扱いを終了し、規定に定められた利払い方法へと移行させていただきます。またサービスの終了に伴い、2025年2月17日（月）に別紙のとおり関連する規定を改定いたします。

今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

●対象サービス

「お利息先取りサービス」

●サービス終了日

2025年2月17日（月）

サービス終了に伴う規定の改定

別紙

○改定となる規定

- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定

改定内容は以下の通りです。

自動継続自由金利型定期預金規定

新	旧
<p>3【利息】</p> <p>① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のいずれかのうちあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、後記③に定める利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に指定口座へ入金します。</p> <p><u>ただし、前記①第一文および第二文は、2025年2月18日以降最初に到来する満期日までの取扱いとし、継続後の預金については、前記①第一文および第二文の定めにかかわらず、次のとおりとします。</u></p> <p><u>A 預入日の1年後の応当日を満期日とする預金については、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、満期日に指定口座へ入金します。</u></p> <p><u>B 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とする預金については、預入日から満期日の1年前の応当日までに到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、利息の一部として、中間払利息を各中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、満期日に指定口座へ入金します。</u></p>	<p>3【利息】</p> <p>① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のいずれかのうちあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、後記③に定める利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に指定口座へ入金します。</p>
<p>② 略</p>	<p>② 略</p>
<p>③ 継続後の預金の中間利払利率は、次のとおりとします。</p> <p><u>A 前記①の種類の預金については、2025年2月18日以降最初に到来する満期日までの中間払利息については、継続後のこの預金の利率、2025年2月18日以降最初に到来する満期日以降の中間払利息については（ただし、前記①Bの方法により支払われる場合に限ります。）、継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）</u></p> <p><u>B 前記②の種類の預金については、継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）</u></p>	<p>③ 継続後の預金の中間利払利率は、前記①においては継続後のこの預金の利率、前記②においては継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）とします。</p>

サービス終了に伴う規定の改定

別紙

自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定

新	旧
<p>3【利息】</p> <p>① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のいずれかのうちあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は後記④に定める利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に指定口座へ入金します。</p> <p><u>ただし、前記①第一文および第二文は、2025年2月18日以降最初に到来する満期日までの取扱いとし、継続後の預金については、前記①第一文および第二文の定めにかかわらず、次のとおりとします。</u></p> <p><u>A 預入日の1年後の応当日を満期日とする預金</u>については、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、満期日に指定口座へ入金します。</p> <p><u>B 預入日の2年後の応当日を満期日とする預金</u>については、その利息は、後記②Aと同様の取扱いとします。</p> <p><u>C 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とする預金</u>については、預入日から満期日の1年前の応当日までに到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、利息の一部として、中間払利息を各中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、満期日に指定口座へ入金します。</p>	<p>3【利息】</p> <p>① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のいずれかのうちあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は後記④に定める利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に指定口座へ入金します。</p>
②略	②略
③略	③略
<p>④ 継続後の預金の中間利払利率は、次のとおりとします。</p> <p><u>A 前記①の種類の預金については、2025年2月18日以降最初に到来する満期日までの中間払利息については、継続後のこの預金の利率、2025年2月18日以降最初に到来する満期日以降の中間払利息については（ただし、前記①Bおよび①Cの方法により支払われる場合に限り、）継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）</u></p> <p><u>B 前記②③の種類の預金については、継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）</u></p>	<p>④ 継続後の預金の中間利払利率は、前記①においては継続後のこの預金の利率、前記②または③においては継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）とします。</p>